

新放送法と新たな事業モデルの模索

谷脇 康彦 総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課長

市場変化に柔軟に対応可能な「横割り」の新放送法 2011年に入り具体的な制度整備が進む

通信と放送の融合・連携が本格的に動き始めた。

2010年に発表されたソニーのGoogle TVは、通信・放送の垣根を越えたさまざまな情報を1つの画面上に統合する可能性を示した。また、NHKはラジオ番組を2011年秋からPCやスマートフォンに流すことを発表している。さらに、これに先行する民放ラジオのネット配信「radiko.jp」も、関東・関西エリアで参加局数が増えたほか、2011年3月から新たに中京地区でも実用化試験配信がスタートした。

新放送法の成立

2010年3月、総務省は「放送法等の一部を改正する法律案」を国会に提出したが審議未了で廃案となり、2010年秋の臨時国会に再提出され、可決・成立した。この法律は通信・放送市場が融合・連携に向けた動きを本格化させている中、規制によって融合・連携の動きが阻害されることがないように放送関連法を中心に法体系を抜本的に見直したものである。

今回の法改正では、基本的に通信と放送の違いが明確に意識されている。通信サービスは「通信の秘密」(憲法第21条第1項)を守ることが求められる一方、放送サービスでは「表現の自由」(同条第2項)の確保が求められる。このため、今回の法改正では単に関連法制を一本化するというアプローチは採用していない。

今回の法改正で意識したのは、レイヤー(事業領域)型の規制の枠組みを念頭に置いた点にある。具体的には、伝送設備に関する規律として「電波法」および「有線電気通信法」を、また、伝送サービスについては「電気通

信事業法」を基本的に維持した上で、最上位のレイヤーについては、「有線テレビジョン放送法」、「有線ラジオ放送法」および「電気通信役務利用放送法」の3法を「新放送法」に一本化した。

これまでは、放送事業者に適用される法律ごとに、ハード(放送設備)とソフト(放送サービス)の運営主体の関係は個別に規定されていた。例えば「役務利用放送法」では、衛星放送のようにハード(受託放送事業者)とソフト(委託放送事業者)は別個の事業者であることが求められる一方、「放送法」や「有線テレビジョン放送法」では、ハードとソフトが一体となる放送事業者のみを想定する制度となっていた。

新放送法では、こうしたハードとソフトの自由な組み合わせが可能となる。例えば、従来ハードとソフトが同一の者でなければならなかった地上放送(ハード・ソフト一致)について、ハードとソフトをそれぞれ別の者が行うことが可能となる。

また、今回の改正では電波法の規定を見直し、通信・放送の両方の用途に電波を使用することも可能となった。これにより、例えば、放送事業者が放送休止時間を利用して大容量のコンテンツを放送波にのせて視聴者のハードディスクにダウンロードさせる通信サービスについての環境が整備された。

その際、通信・放送両用の無線局を使って放送事業から通信事業に参入する場合、総務大臣への届出が必要である。逆に、通信事業から放送事業に参入する場合は登録または届出が必要である。このように、通信と放送の相互参入を可能とする仕組みに改めたことが今

回の法改正のポイントの1つである。

ハード・ソフトの組み合わせが弾力的になることにより、例えば地域ブロックの中で放送事業者がハード部分を共用し、ソフト（県域放送）は引き続き従来と同様のサービスを行うといった経営の効率化を図ることも可能となった。

制度的には、放送事業がハードとソフトに分かれることに伴い、ハード事業については免許が、ソフト事業については認定が必要となる。ただし、地上テレビジョン放送のように、ハード・ソフト一致で事業を継続する場合、従来と同様、免許手続き一本で足りることとしており、放送事業者には制度改正に伴う追加負担が生じない仕組みとなっている。

具体的な制度整備が進む新放送法

新放送法は2010年12月に公布されたが、施行は数段階に分けて順次行われ、その過程で幾つかの制度設計の具体化が行われた。

第一に、今回の電波法改正に伴い、携帯電話の基地局のうち、屋内に設置される小規模局などについて包括免許を受けた場合は、基地局ごとの個別免許は不要とし、事後届出で足りることとされた。これにより、迅速に基地局を開設・改修してサービスを開始することが可能となる。

この制度改正は2011年3月に施行され、フェムトセル（超小型携帯基地局）が包括免許の対象に加えられた。現在、スマートフォンの急速な普及などに伴い、無線網のトラフィックが急速に増加しているが、その一部をフェムトセルを介して固定ブロードバンド回線に回すことによって無線網の負荷を下げるができる。

第二に、今回の法改正を受け、放送番組の種別の公表を行うための制度整備が行われ、2011年3月、施行された。今回の改正前からテレビジョン放送を行う基幹放送事業者には「番組調和原則」が課されており、教養、教育、報道、娯楽などの各番組種別の放送番組がバランスよく放送されていることを担保する必要がある。番組種別の公表は、「番組調和原則」が適用されている地上テレビジョン放送と総合編成を行っているBSテレビジョン放送がその対象となる。

具体的な手続きとしては、種別ごとの量（放送時間）

の目標や番組種別を区分する際の基準について、各放送事業者が設置している放送番組審議会の諮問を経て公表するとともに、具体的な種別ごとの時間・割合、個々の放送番組に適用される種別についても、放送番組審議会への報告を経て公表される。

第三に、マスメディア集中排除原則について新放送法に基本的な規定を設けた。従来、マスメディア集中排除原則は免許の際の審査基準として遵守が求められてきたものの、免許期間中の基準としては、その位置づけが明確ではなかった。新放送法ではその根拠を法的に明確化し、放送事業の認定期間中に本原則に違反した場合、総務大臣が放送事業の認定を取り消すことが可能であるとした。

これに関連して、マスメディア集中排除原則そのものの緩和についても実施され、2011年6月、改正関係省令とともに施行された。具体的には、地上放送について、テレビ局とラジオ局とを区別して、それぞれ基準の見直しを行った。

テレビ局の場合、例えばX社がA県の放送局aの議決権を20%以上所有した上で、さらにB県の放送局bの議決権を20%以上保有することは従来できなかったが、これを緩和し、放送局aと放送局bのいずれについても3分の1未満の保有が可能となった。

また、ラジオ局の場合、放送対象地域が重複するかどうかにかかわらず、AM・FMの別を問わず4局までの議決権を100%保有することを可能とする特例措置が設けられた。

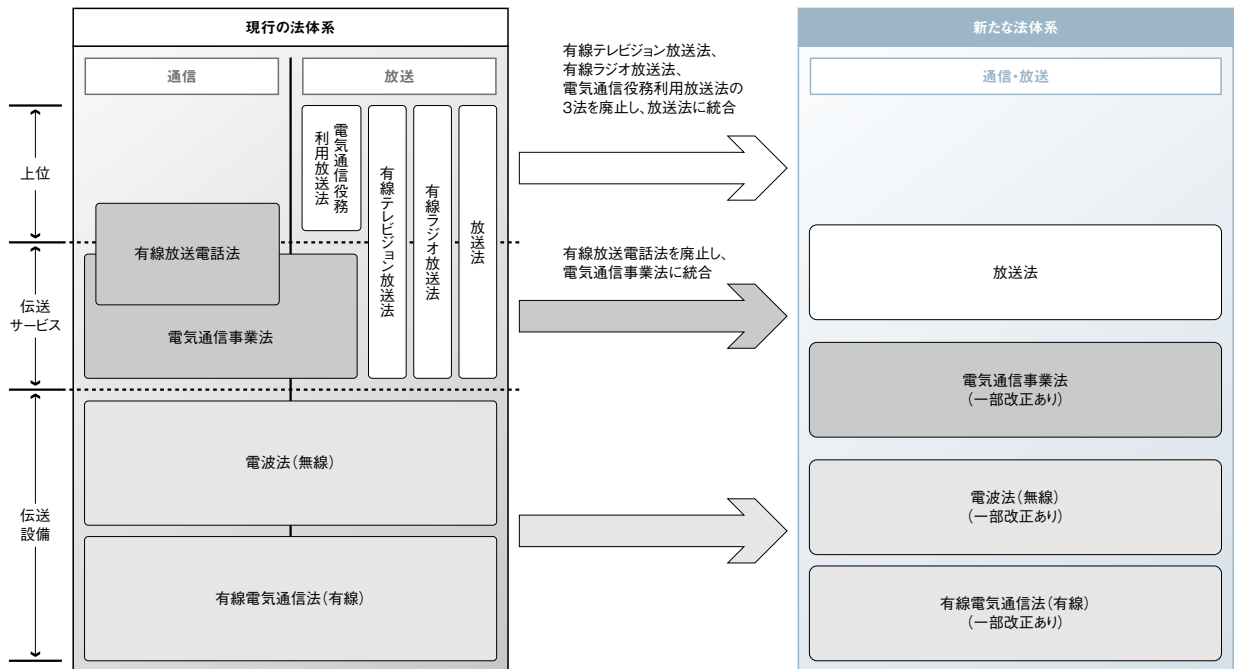
新放送法の先に見えるのは何か

今回の法改正では、冒頭述べたように、いわゆるレイヤー型の規制体系が整備された。これにより、業態ごとの「縦割り」の法体系から「横割り」の法体系に移行し、今後の技術革新や市場構造の変化に対応可能な柔軟な制度となった。

現在、ブロードバンド市場で起きているのは従来にない大きな事業モデルの変化である。日本のモバイル市場は99年のNTTドコモのiモードの登場以降大きく成長したが、これは携帯事業者が中心となった垂直統合モデルであった。

しかし、近年の新たな垂直統合型の事業モデルはこ

資料 3-1-4 通信・放送法体系の見直し



（注）NTT法、青少年インターネット環境整備法、プロバイダ責任制限法等は、今般の改正の対象外。

出所 総務省

れと大きく異なる。

例えばアップルの場合、端末としてiPhoneやiPadを提供するとともに、iTune Storeというプラットフォームを構築し、コンテンツ（楽曲）や、アプリケーションなどを販売している。最近ではクラウドサービスiCloudの提供開始も発表された。

このように、アップルの事業モデルはネットワークに依存しない「ネットワーク中抜き」の垂直統合型の事業モデルであり、かつての携帯事業者中心の垂直統合型の事業モデルとは大きく異なる。

グーグルの場合、端末にAndroid（モバイル）やChrome（パソコン）といった無料のオープンソースOSを配布し、アプリケーションなどの開発を広く促している。これにより、携帯端末などとネットワークの相互依存関係が薄くなる。加えて、プラットフォームレイヤーから上の部分はすべてクラウドで対応する。最近発表されたGoogle Walletという課金決済機能もプラットフォーム機能強化の一環である。このように、グーグルの事業モデルも、アップルとはアプローチが若干異なるものの、基本的に「ネットワーク中抜き」の垂直統合型の事業モデルとなっている。

ネットワークと端末の紐帯関係が緩み、収益機会は端末やネットワークの下位レイヤーからプラットフォームレイヤーに上がってきている。プラットフォームレイヤーの主導権を握ることにより、通信・放送の境界を軽々と越え、“any device, any network”の環境で自由にコンテンツ（情報）が流通する事業モデルを構築することが可能となる。

しかも、こうした新たな垂直統合モデルはグローバルに展開され、強烈なスケールメリットが働く。ネットワークレイヤーが単なる「土管」とならないよう、ネットワークとプラットフォームの連携を実現する新たなソリューションの開発が急務である。

制度の垣根はひとまず取り払われた。しかし、日本国内市場の中で通信・放送の連携などを考えるだけでは、世界から取り残される可能性がある。同業他社連携、異業種連携などのオープンイノベーションを推し進め、日本発の新しい事業モデルを構築していくことが求められている。

（本文中において、意見などにわたる部分は筆者の個人的見解です。）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp